

られる書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めた場合において、当該内国法人がこれらを遅滞なく提示し、又は提出しなかつたときは、税務署長は、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の運用の内容が類似するものの当該運用に係る売上総利益率又はこれに準ずる割合として政令で定める割合を基礎として第二項第一号口若しくは八に掲げる方法又は同項第二号イに掲げるこれらの方法と同等の方法により算定した金額を当該独立企業間価格と推定して、当該特定信託の当該計算期間の所得の金額又は法人税法第二条第二十号に規定する欠損金額につき同条第四十三号に規定する更正（第十五項において「更正」という。）又は同条第四十四号に規定する決定（第十五項において「決定」という。）をすることができる。

7 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者との間の取引に関する調査について必要があるときは、当該特定信託の受託者である内国法人に対し、当該国外関連者が保存する書類若しくは帳簿又はこれらの写しの提示又は提出を求めることができる。この場合において、当該内国法人は

、当該提示又は提出を求められたときは、当該書類若しくは帳簿又はこれらの写しの入手に努めなければならぬ。

8 国税庁の当該職員又は特定信託の受託者である内国法人の納税地の所轄税務署若しくは所轄国税局の当該職員は、特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る第六項に規定する書類若しくは帳簿又はこれらの写しを遅滞なく提示し、又は提出しなかつた場合において、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において行つた国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格を算定するために必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、当該特定信託の信託財産の当該国外関連取引に係る運用と同種の運用を行う者に質問し、又は当該運用に関する帳簿書類を検査することができる。

9 前項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

10 国税庁、国税局又は税務署の当該職員は、第八項の規定による質問又は検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

11 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八項の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは偽りの答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二 前号の検査に関し偽りの記載をした帳簿書類を提示した者

12 法人の代表者（人格のない社団等の管理人を含む。）又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

13 人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人がその訴訟行為につきその人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

14 第六十六条の四第十五項の規定は、特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託の各計算期間において当該特定信託に係る国外関連者との間で取引を行った場合について準用する。この場合において、同項中「当該事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）」とあるのは、「当該計算期間の特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十一号

の三に規定する特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

15 更正若しくは決定（以下この項において「更正決定」という。）又は国税通則法第三十二条第五項に規定する賦課決定（以下この項において「賦課決定」という。）で次の各号に掲げるものは、同法第七十条第一項から第四項までの規定にかかわらず、当該各号に定める期限又は日から六年を経過する日まで、することができ。この場合において、同条第五項及び同法第七十一条の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは「前各項及び租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、同条中「が前条」とあるのは「が前条及び租税特別措置法第六十八条の三の五第十五項（特定信託に係る国外関連者との取引に係る課税の特例）」と、「前条」とあるのは「前条及び同項」とする。

一 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行った事実に基づいてする法人税に係る更正決定又は当該更正決定に伴い国税通則法第十九条第一項に規定する課税標準等若しくは税額等に異動を生ずべき法人税に係る更正決定 これらの更正決定に係る法人税の同法第二条第七号に

規定する法定申告期限（同法第六十一条第一項に規定する還付請求申告書に係る更正については、当該還付請求申告書を提出した日）

二 前号に掲げる更正決定に伴い当該法人税に係る国税通則法第六十九条に規定する加算税についての賦課決定 その納税義務の成立の日

16 特定信託の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき当該特定信託に係る国外関連者との取引を第一項に規定する独立企業間価格と異なる対価の額で行ったことに伴い納付すべき税額が過少となり、又は国税通則法第二条第六号に規定する還付金の額が過大となつた法人税に係る同法第七十条第一項に規定する国税の徴収権の時効は、同法第七十三条第三項の規定の適用がある場合を除き、当該法人税の同法第七十二条第一項に規定する法定納期限から一年間は、進行しない。

17 前項の場合においては、国税通則法第七十三条第三項ただし書の規定を準用する。この場合において、同項ただし書中「二年」とあるのは、「一年」と読み替えるものとする。

18 第一項の規定の適用がある場合において、特定信託の信託財産と当該特定信託に係る国外関連者（法人税法第三十九条に規定する条約（以下この項において「租税条約」という。）の規定により租税条

約の我が国以外の締約国（以下この項において「条約相手国」という。）の居住者又は法人とされるものに限る。）との間の国外関連取引に係る第一項に規定する独立企業間価格につき大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で当該租税条約に基づく合意をしたことその他の政令で定める要件を満たすときは、国税局長又は税務署長は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について同項の規定の適用により納付すべき法人税に係る延滞税のうちその計算の基礎となる期間で大蔵大臣が当該条約相手国の権限ある当局との間で合意をした期間に対応する部分に相当する金額を免除することができる。

19 外国法人が国外関連者に該当するかどうかの判定に関する事項その他第一項から第六項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る特定国外受益者等に係る負債の利子の課税の特例）

第六十八条の三の六 特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の受託者である内国法人が、当該特定信託の信託財産につき、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する当該特定信託の各計算

期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）において、特定国外受益者等に負債の利子（これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。以下この項において同じ。）を支払う場合において、当該計算期間の当該特定国外受益者等に対する負債（利子の支払の基因となるものに限るものとし、当該特定国外受益者等が法人税法第四百四十一条第一号から第三号までに掲げる外国法人に該当する場合にはこれらの外国法人のいずれに該当するかに応じ当該特定国外受益者等のこれらの規定に定める国内源泉所得のうち政令で定めるもの（以下この項において「法人税の課税対象所得」という。）に含まれる利子に係るものを除く。）に係る平均負債残高（負債の額の平均額として政令で定めるところにより計算した金額をいう。以下この項において同じ。）が当該計算期間の当該特定国外受益者等の当該特定信託の信託財産に対する持分として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「特定国外受益者等の元本持分」という。）の三倍に相当する金額を超えるときは、当該内国法人が当該特定信託の信託財産につき当該計算期間において当該特定国外受益者等に支払う負債の利子（当該特定国外受益者等の法人税の課税対象所得に含まれるものを除く。）の額のうち、その超える部分に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額は、当

該特定信託の当該計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。ただし、当該特定信託の当該計算期間の総負債（利子の支払の基因となるものに限る。）に係る平均負債残高が当該特定信託の当該計算期間の信託財産の額として政令で定めるところにより計算した金額（次項において「元本の額」という。）の三倍に相当する金額以下となる場合には、この限りでない。

2 前項の規定を適用する場合において、当該内国法人は、特定国外受益者等の元本持分及び元本の額に係る各倍数に代えて、当該特定信託の信託財産の運用と同種の運用を行う内国法人又は内国法人が受託した特定信託の信託財産で運用規模その他の状況が類似するものの総負債の額の純資産又は当該特定信託の信託財産の額に対する比率として政令で定める比率に照らし妥当と認められる倍数を用いることができる。

3 第一項に規定する特定国外受益者等とは、第二条第一項第一号の二に規定する非居住者又は外国法人で、当該特定信託の信託財産との間に、当該非居住者又は外国法人が当該特定信託に係る持分として政令で定めるもの（以下この項において「特定信託持分」という。）の合計の百分の五十以上の特定信託持分を直接又は間接に保有する関係その他の政令で定める特殊の関係のあるものをいう。



4 第六十六条の五第五項及び第六項の規定は、第二項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等に同項」とあるのは「特定信託確定申告書（法人税法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書をいう。次項において同じ。）に第六十八条の三の六第二項」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「第六十八条の三の六第二項」と、「確定申告書等」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

5 第一項に規定する特定国外受益者等が二以上ある場合の同項に規定する負債に係る平均負債残高等の計算、同項の規定により損金の額に算入されない金額に係る法人税法の規定の適用その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）

第六十八条の三の七 次に掲げる特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。

以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）に係る外国関係会社のうち、本店又は主たる事務所の所在する国又は地域におけるその所得に対して課される税の負担が本邦における法人の所得に対して課さ

れる税の負担に比して著しく低いものとして政令で定める外国関係会社に該当するもの（以下第六十八條の三の十までにおいて「特定外国子会社等」という。）が、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日以後に開始する各事業年度において、その未処分所得の金額から留保したものととして、政令で定めるところにより、当該未処分所得の金額につき当該未処分所得の金額に係る税額及び利益の配当又は剰余金の分配の額に関する調整を加えた金額（以下この条において「適用対象留保金額」という。）を有する場合には、その適用対象留保金額のうちその特定信託の受託者である内国法人がその特定信託の信託財産として有する当該特定外国子会社等の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式（第六十六條の六第一項に規定する請求権のない株式をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係るものを除く。）に対応するものとして政令で定めるところにより計算した金額（以下第六十八條の三の十までにおいて「課税対象留保金額」という。）に相当する金額は、その特定信託の収益の額とみなして当該各事業年度終了の日の翌日から二月を経過する日を含むその特定信託の各計算期間（法人税法第十五條の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下第六十八條の三の十までにおいて同じ。）の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

一 特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の当該外国関係会社の発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数又は出資金額（次号において「発行済株式等」という。）のうち占める割合が百分の五以上である場合における当該特定信託

二 特定信託の信託財産につき、その有する外国関係会社の直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の当該外国関係会社の発行済株式等のうちに占める割合が百分の五以上である一 の同族株主グループに当該特定信託の受託者である内国法人が属する場合における当該特定信託（前号に掲げる特定信託を除く。）

2 前項及びこの項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 外国関係会社 外国法人で、その発行済株式の総数又は出資金額のうち第二条第一項第一号の二に規定する居住者（当該居住者と法人税法第二条第十号に規定する政令で定める特殊の関係のある同項第一号の二に規定する非居住者を含む。以下この号において「居住者」という。）及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接

保有の株式等の総数又は合計額の占める割合（当該外国法人が次のイから八までに掲げる株式会社である場合には、当該割合とそれぞれイから八までに定める割合のいずれが多い割合）が百分の五十を超えるものをいう。

イ 議決権のない株式を発行している株式会社（八に掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（議決権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（議決権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ロ 請求権のない株式を発行している株式会社（八に掲げる株式会社を除く。）その発行済株式（請求権のない株式を除く。）の総数のうちに居住者及び内国法人が有し、並びに特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として有する直接及び間接保有の株式等（請求権のない株式に係るものを除く。）の総数の占める割合

ハ 議決権のない株式及び請求権のない株式を発行している株式会社 イ又はロに定める割合のいずれが多い割合

二 未処分所得の金額 特定外国子会社等の各事業年度の決算に基づく所得の金額につき、法人税法及びこの法律による各事業年度の所得の金額の計算に準ずるものとして政令で定める基準により計算した金額を基礎として政令で定めるところにより当該各事業年度開始の日前五年以内に開始した各事業年度において生じた欠損の金額に係る調整を加えた金額をいう。

三 直接及び間接保有の株式等 個人若しくは内国法人が直接に有し、又は特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産として直接に有する外国法人の株式の数又は出資の金額及び他の外国法人を通じて間接に有するものとして政令で定める当該外国法人の株式の数又は出資の金額の総数又は合計額をいう。

四 同族株主グループ 外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する者のうち、一の居住者（第二条第一項第一号の二に規定する居住者をいう。以下この号において同じ。）  
、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産として当該外国関係会社の直接及び間接保有の株式等を有する場合に限る。以下この号において同じ。）及び当該一の居住者、内国法人又は特定信託の受託者である内国法人と政令で定める特殊の関係のある者（外国法人を除く。）をいう。

3 第一項の規定は、同項各号に掲げる特定信託に係る特定外国子会社等（株式（出資を含む。）若しくは債券の保有、工業所有権その他の技術に関する権利若しくは特別の技術による生産方式及びこれに準ずるもの（当該権利に関する使用权を含む。）若しくは著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の提供又は船舶若しくは航空機の貸付けを主たる事業とするものを除く。）が、その本店又は主たる事務所の所在する国又は地域において、その主たる事業を行うに必要と認められる事務所、店舗、工場その他の固定施設を有し、かつ、その事業の管理、支配及び運営を自ら行っているものである場合であつて、各事業年度においてその行う主たる事業が次の各号に掲げる事業のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる場合に該当するときは、当該特定外国子会社等のその該当する事業年度に係る適用対象留保金額については、適用しない。

一 卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業又は航空運送業 その事業を主として当該特定外国子会社等に係る第四十条の四第一項各号に掲げる居住者、当該特定外国子会社等に係る第六十六条の六第一項各号に掲げる内国法人、当該特定外国子会社等に係る第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人（当該特定信託の信託財産の運用に係る場合に限る。）その他これらの者に準ず

る者として政令で定めるもの以外の者との間で行っている場合として政令で定める場合

二 前号に掲げる事業以外の事業 その事業を主として本店又は主たる事務所の所在する国又は地域（当該国又は地域に係る水域で政令で定めるものを含む。）において行っている場合として政令で定める場合

4 第六十六条の六第四項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人について、同条第五項の規定は第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき前項の規定の適用を受ける場合について準用する。この場合において、同条第四項中「当該内国法人」とあるのは「当該特定信託」と、「各事業年度の確定申告書（法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書）」とあるのは「各計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。）の特定信託確定申告書（同法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書）」と、同条第五項中「確定申告書」とあるのは「特定信託確定申告書」と読み替えるものとする。

第六十八条の三の八 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託につき同項の規定の適用を受ける場合には、当該特定信託に係る特定外国子会社等の所得に対して課される外国

法人税（法人税法第六十九条第一項に規定する外国法人税をいう。）の額のうち当該特定外国子会社等の課税対象留保金額に対応するもの（当該課税対象留保金額に相当する金額を限度とする。）として政令で定めるところにより計算した金額は、政令で定めるところにより、当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付する控除対象外国法人税の額（同法第八十二条の七第一項に規定する控除対象外国法人税の額をいう。以下第六十八条の三の十までにおいて同じ。）とみなして、同法第八十二条の七の規定を適用する。この場合において、同条第四項中「額の全部」とあるのは、「額（租税特別措置法第六十八条の三の八第一項（特定信託に係る特定外国子会社等の留保金額の益金算入）に規定する特定外国子会社等の所得に対して課される外国法人税の額のうち同項の規定により当該特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付するものとみなされる部分の金額を含む。）の全部」とする。

2 前条第一項各号に掲げる特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託に係る同項の規定の適用に係る特定外国子会社等の課税対象留保金額につき同項の規定の適用を受ける場合において、前項の規定により法人税法第八十二条の七第一項から第三項までの規定の適用を受けるときは、前項の規定により



控除対象外国法人税の額とみなされた金額は、当該特定信託の政令で定める計算期間の所得の金額の計算上、益金の額に算入する。

第六十八条の三の九 第六十八条の三の七第一項の規定の適用があつた特定信託に係る特定外国子会社等につき第一号から第三号までに掲げる事実が生じた場合又は当該特定信託に係る同項に規定する外国関係会社（当該特定外国子会社等から利益の配当又は剰余金の分配の額（第二号及び第三号に掲げる金額を含む。）の支払（第二号及び第三号に掲げる事実を含む。）を受けた外国関係会社のうち政令で定めるものに限る。）につき第四号に掲げる事実が生じた場合で、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間開始の日前五年以内に開始した各計算期間（以下この項において「前五年以内の各計算期間」という。）において当該特定外国子会社等の課税対象留保金額で同条第一項の規定により前五年以内の各計算期間の所得の金額の計算上益金の額に算入された金額（この項の規定により前五年以内の各計算期間において損金の額に算入された金額を除く。以下この項及び次条において「課税済留保金額」という。）があるときは、当該課税済留保金額に相当する金額は、当該特定外国子会社等又は当該外国関係会社につき生じた事実が次の各号に掲げる事実のいずれに該当するかに応じ当該各号に掲げる金額の

うち当該特定信託に係る課税対象留保金額から充てられたものとして政令で定めるところにより計算した金額に相当する金額を限度として、当該特定信託のその事実が生じた日を含む計算期間の所得の金額の計算上、損金の額に算入する。

一 利益の配当又は剰余金の分配の額の支払 その支払う利益の配当又は剰余金の分配の額

二 法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付 その交付をする金銭の額及び金銭以外の資産の価額の合計額のうち同法第二条第十六号に規定する資本等の金額を超える部分の金額

三 法人税法第二十四条第二項各号に掲げる事実 当該各号に掲げる金額

四 当該特定信託の受託者である内国法人に対し当該特定信託の信託財産について行われる利益の配当若しくは剰余金の分配の額の支払又は法人税法第二十四条第一項各号に掲げる金銭その他の資産の交付若しくは同条第二項各号に掲げる事実 その支払う利益の配当若しくは剰余金の分配の額又は同条の規定により利益の配当若しくは剰余金の分配の額とみなされる金額

2 第六十六条の八第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第六十八条の三の九第一項」と、「課税済留保金額に係

る事業年度」とあるのは、「課税済留保金額（同項に規定する課税済留保金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）に係る計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項までに規定する計算期間をいう。以下この項において同じ。）」と、「事業年度以後の各事業年度の法人税法第二条第三十一号に規定する確定申告書」とあるのは、「計算期間以後の各計算期間の特定信託確定申告書（同法第二条第三十一号の三に規定する特定信託確定申告書をいう。以下この項及び次項において同じ。）」と、「同項の規定の」とあるのは、「第六十八条の三の九第一項の規定の」と、「事業年度の確定申告書等」とあるのは、「計算期間の特定信託確定申告書」と、同条第三項中「、第一項」とあるのは、「第六十八条の三の九第一項」と、「確定申告書等」とあるのは、「特定信託確定申告書」と、「につき第一項」とあるのは、「につき同条第一項」と読み替えるものとする。

3 第一項の規定の適用があつた特定信託の同項の規定により損金の額に算入された金額は、法人税法第八十二条の五第三項及び第四項の規定の適用については、これらの規定に規定する所得等の金額に含まれるものとする。

第六十八条の三の十 特定信託が第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託に該当するかどうかの

判定に関する事項、第六十八条の三の八第一項の規定により特定信託の受託者である内国法人が当該特定信託の信託財産について納付したとみなされる控除対象外国法人税の額のうち前条第一項の規定により各計算期間の所得の金額の計算上損金の額に算入された課税済留保金額に係るものの処理その他前三条の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第八十三条の七を次のように改める。

（特定目的会社が資産流動化計画に基づき特定不動産等を取得した場合の所有権の移転登記等の税率の軽減）

第八十三条の七 特定目的会社（資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）で第一号に掲げる要件を満たすものが、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に、資産の流動化に関する法律第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき特定不動産等（特定目的会社が取得する同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法の宅地又は建物をいう。）又は指名金銭債権をいう。以下この条において同じ。）で第二号に掲げる要件を満たすものを取得した場合

合には、当該特定不動産等の取得に伴う不動産の権利の移転の登記に係る登録免許税の税率は、大蔵省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記を受けるものに限り、登録免許税法第九条の規定にかかわらず、所有権の移転の登記にあつては千分の二十五とし、質権又は抵当権の移転の登記にあつては千分の一とする。

一 次に掲げるすべての要件

イ 資産の流動化に関する法律第三条第一項の規定による届出を行つていること。

ロ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十項に規定する資産対応証券を発行する旨の記載があること。

ハ 資産流動化計画に資産の流動化に関する法律第二条第十一項に規定する特定目的借入れについての定めがあるときは、特定目的借入れが当該特定目的会社に対して同条第六項に規定する特定出資をした者からのものでないこと。

二 特定不動産等の価額（資産の流動化に関する法律第三条第三項第三号に規定する契約書に記載されている価額をいう。以下この号において同じ。）の合計額の当該特定目的会社が保有する同法第二条

第一項に規定する特定資産の価額の合計額に占める割合が百分の五十を超えていること。

第九十一条の四第一項中「第一編第五章」を「第十三条及び第十四条」に改める。

(地方税法の一部改正)

第七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四目 犯則取締(第七十一条・第七十一条の四)」を「第四目 納税義務の承継等(第七十

第五目 犯則取締り(第七十一条・

条の二)

第七十一条の四)」に、「第七十二条の六十四」を「第七十二条の六十五」に、「第四款 削除」を「第

七十二条の四)」に、「第七十二条の六十六・第七十二条の七十」に、「督促及び滞納処分(第七十

四款 督促及び滞納処分(第七十二条の六十六・第七十二条の七十)」に、「督促及び滞納処分(第七十

二条の六十六・第七十二条の七十二)」を「納税義務の承継等(第七十二条の七十一・第七十二条の七十

二)」「に、「第三百三十五条」を「第三百三十四条」に、「第七款 犯則取締(第三百三十六條・第三百

四十年)」を

「第七款 納税義務の承継等(第三百三十五条)

第八款 犯則取締り(第三百三十六條・第三百四十條)」

に改める。

第二十条の九の三第五項中「事業年度分」の下に「又は翌計算期間以後の計算期間分」を加える。

第二十三条第一項第四号中「第七十条」の下に「、第八十二条の六、第八十二条の七」を加え、同項第十四号八を次のように改める。

八 租税特別措置法第八条の二第一項に規定する公募投資信託等の収益の分配に係る配当等（所得税法第十条第一項の規定の適用を受ける収益の分配、租税特別措置法第四条の二第一項の規定の適用を受ける財産形成住宅貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配及び同法第四条の三第一項の規定の適用を受ける財産形成年金貯蓄に係る同項第三号に掲げる収益の分配に係るものを除く。）

第二十三条第一項第十四号二中「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改め、同号ホ中「特定証券投資法人」を「特定投資法人」に改める。

第二十四条の三第一項ただし書中「含む」の下に「。第七十一条の七において同じ」を加え、「をいう」を「証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二十一条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託）を」（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託

託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条及び第七十一条の七において同じ。）、「投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。）、「特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託」に改める。

第二十四条の四中「若しくは証券投資信託」を、「投資信託若しくは特定目的信託」に改める。

第二十五条の二第三項中「同項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等」を「同項の規定の適用を受けるもの若しくは租税特別措置法第九条の三第二項の規定の適用を受けるもの又は国外公社債等」に、「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に、「租税特別措置法」を「同法」に、「第九条の三に規定する証券投資法人」を「第九条の三第一項各号に掲げる法人」に改める。

第五十二条第二項第一号中「法人税額」の下に「（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。）」を加える。

第五十三条第一項中「、本節において同じ。）」の下に「、第八十二条の八第一項、第八十二条の十第



一項」を加え、「又は同法第八十八条」を、「同法第八十二条の八第一項又は第八十八条」に改め、「前事業年度」の下に「又は前計算期間」を、「算定期間（同法第七十一条第一項）の下に「、第八十二条の八第一項」を、「当該事業年度」の下に「又は計算期間の」を、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第八十二条の八第一項」を加え、同条第三項中「又は第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項」に改め、「開始した事業年度」の下に「又は当該計算期間開始の日前五年内に開始した計算期間」を、「場合を含む。」の下に「又は第八十二条の十五」を、「事業年度分」の下に「又は計算期間分」を加え、「の法人税の計算」を「又は計算期間の法人税の計算」に、「法人税法第五十七条」を「同法第五十七条又は第八十二条の三」に改め、「前事業年度」の下に「又は前計算期間」を加え、同条第五項中「第七十四条第一項」の下に「、第八十二条の十第一項」を、「第七十一条第一項」の下に「、第八十二条の八第一項」を加え、同条第九項中「第六十九条第一項」の下に「又は第八十二条の七第一項」を加え、「（法人税法」を「（同法」に改め、同条第十一項中「第七十四条第一項」の下に「、第八十二条の十第一項」を加え、同条第十五項中「に限る。」の下に「から又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各計算期間の法人税割額（同法第八十二条の第十

一項の規定によつて申告書を提出すべき計算期間に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。）を加え、同条第十六項中「の法人税額」の下に「又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の法人税額」を加え、同条第十九項中「第七十四条第一項」の下に、「八十二条の十第一項」を加える。

第五十五条第五項中「事業年度分」の下に「又は計算期間分」を加える。

第二章第一節第三款第四目の目名中「犯則取締」を「犯則取締り」に改め、同目を同款第五目とし、同款第三目の次に次の一目を加える。

#### 第四目 納税義務の承継等

（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人の道府県民税の納付義務の承継等）

第七十条の二 法人である特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本項及び第四項において同じ。）の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継

ぎ（以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき同法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている道府県知事に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 法人である特定信託の受託者の信託財産について法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十

第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする道府県民税の法人税割に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

第七十一条の七第一項中、「（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律により同法第一条第一項に規定する信託業務を営む同項に規定する金融機関を含む。）」を削り、「証券投資信託の信託財産」を「特定投資信託以外の投資信託（所得税法第七十六条第二項に規定する特定投資信託以外の投資信託をいう。以下本条において同じ。）の信託財産」に、「証券投資信託の収益」を「特定投資信託以外の投資信託の収益」に改め、同条第二項中「証券投資信託」を「特定投資信託以外の投資信託」に改める。

第七十一条の八中「公募国外証券投資信託」を「国外公募投資信託等」に改める。

第七十二条の三第一項ただし書中「をいう。）、証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託）を」（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。

（ ） 投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。）（ ） 特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託）に改める。

第七十二条の十二中「収入金額」の下に「、特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本節において同じ。）の受託者である法人が行う信託業にあつては各事業年度の所得及び各特定信託の各計算期間の所得並びに清算所得」を加える。

第七十二条の十三の見出しを「（事業年度等）」に改め、同条に次の五項を加える。

9 本節において「計算期間」とは、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の計算期間をいう。

10 計算期間が一年を超える場合（政令で定める場合を除く。）においては、本節の規定の適用については、計算期間開始の日から一年ごとに区分した期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、当該期間をそれぞれ一計算期間とみなす。この場合において、特定信託の契約又は当該契約に係る約款に定める信託の最初の計算期間のみが一年を超え、かつ、二年に満たないものであるときは、当該計算期間に

については、その開始の日から当該計算期間の末日の一年前までの期間と同日の翌日から当該計算期間の末日までの期間をそれぞれ当該特定信託の一計算期間とみなす。

11 特定信託以外の信託が特定信託に該当することとなつた場合においては、本節の規定の適用については、その該当することとなつた日から当該特定信託に該当することとなつた信託の契約又は当該信託契約に係る約款に定める信託の計算期間の末日までの期間（当該期間が一年を超える場合には、当該期間をその開始の日以後一年ごとに区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）とする。）を一計算期間とみなす。

12 特定信託がその計算期間の中途において終了した場合においては、本節の規定の適用については、その計算期間開始の日から当該終了の日までの期間を一計算期間とみなす。

13 特定信託がその計算期間の中途において特定信託に該当しないこととなつた場合においては、本節の規定の適用については、その計算期間開始の日からその該当しないこととなつた日までの期間を一計算期間とみなす。

第七十二条の十四中第六項を第七項とし、第二項から第五項までを一項ずつ繰り下げ、第一項の次に次

の一項を加える。

2 第七十二条の十二の各特定信託の各計算期間の所得は、各特定信託の各計算期間の益金の額から損金の額を控除した金額によるものとし、この法律又は政令で特別の定めをする場合を除くほか、当該各特定信託の各計算期間の法人税の課税標準である所得の計算の例によつて算定する。

第七十二条の二十二第一項第一号中「収入金額」を「各事業年度の収入金額」に改め、同項第二号中「所得のうち」を「各事業年度の所得のうち」に改め、同号を同項第三号とし、同項一号の次に次の一号を加える。

二 特定信託の受託者である信託業を行う法人

特別法人 各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円以下の金額の百分の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び各特定信託の各計算期間の所得のうち年四百万円を超える金額並びに清算所得の百分の七・五

その他の法人 各事業年度の所得のうち年四百万円以下の金額及び各特定信託の各計算期間の所得の

うち年四百万円以下の金額の五・六

各事業年度の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額及び各特定信託の各

計算期間の所得のうち年四百万円を超え年八百万円以下の金額の百分の八・四

各事業年度の所得のうち年八百万円を超える金額及び特定信託の各計算期間の所得の

うち年八百万円を超える金額並びに清算所得の百分の十一

第七十二条の二十二第二項中「の所得」を「の各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得」

に改め、「同項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「あつては所得」を「あつては各事業年度の所得

、各特定信託の各計算期間の所得」に改め、同条三項を次のように改める。

3 事業年度が一年に満たない場合又は各特定信託の計算期間が一年に満たない場合における第一項第二

号又は第三号の規定の適用については、同項第二号中「各事業年度の所得のうち年四百万円」とあるの

は「各事業年度の所得のうち四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金

額」と、「各計算期間の所得のうち年四百万円」とあるのは「各計算期間の所得のうち四百万円に当該

計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、「年八百万円以下の金額及び」とあ



るのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額以下の金額及び」と、  
「年八百万円以下の金額の」とあるのは「八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額以下の金額の」と、  
「各事業年度の所得のうち年八百万円」とあるのは「各事業年度の所得のうち年八百万円」とあるのは「各計算期間の所得のうち年八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、  
「各事業年度の所得のうち八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、  
「各計算期間の所得のうち年八百万円」とあるのは「各計算期間の所得のうち年八百万円に当該計算期間の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、  
同項第三号中「年四百万円」とあるのは「四百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」と、  
「年八百万円」とあるのは「八百万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とする。  
第七十二条の十八第三項の規定は、この場合における月数の計算について準用する。

第七十二条の二十二第四項中「第一項第二号の「特別法人」」を「第一項第二号及び第三号の「特別法人」」に改め、  
同条第五項中「行なう」を「行う」に改め、「除く。」の下に「又は各特定信託の各計算期間の所得」を、「あつては、各事業年度」の下に「又は各計算期間」を、「その事業年度」の下に「又は計算期間の」を加える。

第七十二条の二十三中「終了の日現在における税率」の下に「、各特定信託の各計算期間の所得を課税標準とするものにあつては各計算期間終了の日現在における税率」を、「当該事業年度」の下に「又は計算期間」を加える。

第七十二条の二十三の四第一項中「事業税額又は」を「事業税額若しくは」に改め、「事業税額から」の下に「又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各特定信託の各計算期間の所得について第七十二条の二十五の規定によつて納付すべき事業税額若しくは第七十二条の二十八の規定によつて納付すべき事業税額から」を加え、同条第二項中「所得」の下に「又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の所得」を加える。

第七十二条の二十五第一項中「又は収入金額」を「若しくは収入金額又は各特定信託の各計算期間の所得」に改め、「を各事業年度」の下に「又は各計算期間」を加え、同条第二項中「前項の期間内」を「各事業年度の所得又は収入金額に対する事業税をそれぞれ前項の期間内」に改め、同条第五項中「、当該事業年度」の下に「又は計算期間」を、「事業年度の所得」の下に「又は当該計算期間の所得」を加え、同条第六項中「各事業年度」の下に「又は各計算期間」を加える。

第七十二条の二十六の見出しを「（事業年度等の期間が六月を超える法人の中間申告納付）」に改め、同条第一項中「法人で」を「法人は、」に、「こえるものは、当該事業年度」を「超える場合又は各特定信託の各計算期間が六月を超える場合（政令で定める場合を除く。）」には、当該事業年度又は計算期間の「に、前事業年度」を「当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間」に改め、「事業税を当該事業年度」の下に「又は計算期間」を加え、「但し」を「ただし」に、「第四項、第五項若しくは第六項」を「第五項、第六項若しくは第七項」に改め、同条第四項中「、当該事業年度」の下に「又は計算期間の」を加え、同条第七項中「第七十一条第一項ただし書」の下に「又は第八十二条の八第一項ただし書」を加え、「申告納付を」を「各事業年度の所得又は各特定信託の各計算期間の所得に対する事業税を申告納付」に改める。

第七十二条の二十八第一項中「においては、当該事業年度」の下に「又は計算期間」を加え、「又は収入金額」を「若しくは収入金額又は当該計算期間の所得」に改め、同条第三項中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加える。

第七十二条の二十九第一項中「第四項、第五項若しくは第六項」を「第五項、第六項若しくは第七項」

に、「但し」を「ただし」に、「こえる」を「超える」に、「すでに」を「既に」に改める。

第七十二条の三十三第三項中「よる外」を「よるほか」に改め、「同じ。」の下に「又は計算期間」を加え、「因り」を「より」に改める。

第七十二条の三十三の二第一項中「事業年度分」の下に「若しくは計算期間後の計算期間分」を加え、同条第二項中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加える。

第七十二条の三十九第一項及び第二項中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加える。

第七十二条の四十第一項中「左の各号に」を「次に」に改め、同項第一号中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加え、同項第二号中「事業年度」の下に「又は計算期間」を、「場合を含む。」の下に「第八十二条の十」を加え、「且つ」を「かつ」に改め、同項第三号中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加える。

第七十二条の四十八第一項中「第七十二条の二十二第一項第二号」の下に「又は第三号」を加え、「法人で所得に対する事業税を納付すべきもののうち、その所得」を「法人で各事業年度の所得の総額又は各特定信託の各計算期間の所得」に、「当該法人の事業年度」を「当該法人の当該事業年度又は計算期間」

に、「当該所得」を「当該各事業年度の所得の総額又は各特定信託の各計算期間の所得」に改め、同条第二項本文中「法人で」を「法人は、」に改め、「その事業年度」の下に「又は各特定信託の計算期間」を加え、「こえるものが」を「超える場合には」に、「前事業年度」を「当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間」に改め、同項ただし書中「但し」を「ただし」に改め、「の当該事業年度」の下に「若しくは計算期間の」を加え、「因り前事業年度」を「より当該事業年度の前事業年度若しくは当該計算期間の前計算期間」に改め、「又は当該事業年度」の下に「若しくは計算期間の」を加え、「数値が前事業年度」を「数値が当該事業年度の前事業年度若しくは当該計算期間の前計算期間」に、「法人の前事業年度」を「法人の当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間」に、「総額を前事業年度」を「総額を当該事業年度の前事業年度又は当該計算期間の前計算期間」に、「同条同項但書」を「同項ただし書」に改め、同条第三項中「証券取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加え、同条第四項第二号及び第三号並びに同条第五項各号中「事業年度」の下に「又は計算期間」を加え、同条第七項中「当該事業年度」の下に「又は計算期間の」を、「一事業年度」の下に「又は一計算期間」を加える。

第二章第二節第四款及び第五款の款名を削る。

第七十二条の六十五の次に次の款名を付する。

第四款 督促及び滞納処分

第七十二条の七十の次に次の款名を付する。

第五款 納税義務の承継等

第七十二条の七十一及び第七十二条の七十二を次のように改める。

（特定信託の各計算期間の所得に対する法人の事業税の納付義務の承継等）

第七十二条の七十一 信託業を行う法人である特定信託の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審

査法の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている道府県知事に届け出なければならぬ。この場合においては、届出書には、当該特定信託事務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 信託業を行う法人である特定信託の受託者の信託財産について当該特定信託の各計算期間の所得に対する事業税に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該法人に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託財産につき滞納処分を続行することができる。

#### 第七十二条の七十二 削除

第七十二条の八十第一項ただし書中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改め、同条第二項中「をいい、前項の証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」を「（投資信託及び投資法人に関する

る法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいい、前項の投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項の特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第七十条」の下に「、第八十二条の六、第八十二条の七」を加える。

第二百九十四条の三第一項ただし書中「をいう。）、証券投資信託（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第一項に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託）を（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本項において同じ。）を除く。）をいう。次条において同じ。）、投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいう。次条において同じ。）、特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託」に改める。

第二百九十四条の四中「若しくは証券投資信託」を「、投資信託若しくは特定目的信託」に改める。



第三百十一条第三項第一号中「法人税額」の下に「（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を除く。）」を加える。

第三百二十一条の八第一項中「、本節において同じ。」の下に「、第八十二条の八第一項、第八十二条の十第一項」を加え、「又は同法第八十八条」を「、同法第八十二条の八第一項又は第八十八条」に改め、「前事業年度」の下に「又は前計算期間」を、「算定期間（同法第七十一条第一項）の下に「、第八十二条の八第一項」を、「当該事業年度」の下に「又は計算期間の」を、「において、同法第七十一条第一項」の下に「又は第八十二条の八第一項」を加え、同条第三項中「又は第七十四条第一項」を、「第七十四条第一項又は第八十二条の十第一項」に改め、「開始した事業年度」の下に「又は当該計算期間開始の日前五年以内に開始した計算期間」を、「場合を含む。」の下に「又は第八十二条の十五」を、「事業年度分」の下に「又は計算期間分」を加え、「の法人税の計算」を「又は計算期間の法人税の計算」に、「法人税法第五十七条」を「同法第五十七条又は第八十二条の三」に改め、「前事業年度」の下に「又は前計算期間」を加え、同条第五項中「第七十四条第一項」の下に「、第八十二条の十第一項」を、「第七十一条第一項」の下に「、第八十二条の八第一項」を加え、同条第九項中「第六十九条第一項」の下に

「又は第八十二条の七第一項」を加え、「（法人税法）」を「（同法）」に改め、同条第十一項中「に限る。」の下に「から又は当該更正の日の属する計算期間開始の日から一年以内に開始する各計算期間の法人税割額（同法第八十二条の十第一項の規定によつて申告書を提出すべき計算期間に係る法人税額を課税標準として算定した法人税割額（その法人税額の課税標準の算定期間中において既に納付すべきことが確定している法人税割額がある場合には、これを控除した額）に限る。」を加え、同条十二項中「の法人税額」の下に「又は当該更正に係る計算期間後の各計算期間の法人税額」を加える。

第三百二十一条の十一第五項中「事業年度分」の下に「又は計算期間分」を加える。

第三章第一節第七款の款名中「犯則取締」を「犯則取締り」に改め、同款を同節第八款とする。

第三百三十四条の次に次の款名を付する。

#### 第七款 納税義務の承継等

第三百三十五条を次のように改める。

（法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする法人の市町村民税の納付義務の承継等）

第三百三十五条 法人である特定信託（法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託をいう。以下本項及び第四項において同じ。）の受託者の更迭があつた場合において、当該特定信託の信託事務の引継ぎ（以下本条において「特定信託事務の引継ぎ」という。）が行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、当該特定信託事務の引継ぎをした法人に課されるべき、又は当該特定信託事務の引継ぎをした法人が納付すべき同法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金を納付しなければならない。

2 法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金に係るこの法律又は行政不服審査法の規定による不服申立てがされている場合において、当該不服申立てに係る不服申立てをした者について特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託事務の引継ぎを受けた法人は、不服申立てをした者の地位を承継する。

3 前項の場合において、不服申立てをした者の地位を承継した法人は、書面でその旨を当該不服申立てがされている市町村長に届け出なければならない。この場合においては、届出書には、当該特定信託事

務の引継ぎの事実を証する書面を添付しなければならない。

4 法人である特定信託の受託者であるものの信託財産について法人税法第八十二条の八第一項又は第八十二条の十第一項の申告書に係る法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割に係る地方団体の徴収金につき滞納処分を執行した後、当該特定信託に係る特定信託事務の引継ぎが行われたときは、当該特定信託の信託財産につき滞納処分を続行することができる。

第七百三十四条第三項の表第三百二十一条の八第九項の項中「第六十九条第一項」の下に「又は第八十二条の七第一項」を加える。

附則第五条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

道府県は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得（利益の配当（所得税法第九十二条第一項に規定する利益の配当をいう。以下本条において同じ。））、剰余金の分配、証券投資信託（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託及びこれに類する同条第二十八項に規定する外国投資信託をいう。以下本条において同じ。）若しくは特定投資信託（法人税法第二条第二十九号の三イに掲げる信託をいう。以下本条において同じ。）の収益の分配（所得

税法第九条第一項第十一号に掲げるものを含まないものとする。以下本条において同じ。）又は特定目的信託（資産の流動化に関する法律第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。以下本条において同じ。）の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得（この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。）をいう。以下本項において同じ。）があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三十五条及び第三十六条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第五条第一項第一号中「及び租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託（以下本条において「特定株式投資信託」という。）を」、「特定株式投資信託（租税特別措置法第三条の二に規定する特定株式投資信託をいう。以下本条において同じ。）又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託に、「及び特定株式投資信託」を、「特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託」に改め、同項第二号中「第九条第三項の規定により読み替えて適用される所得税法第九十二条第一項第一号口に規定する一般外貨建証券投資信託（以下本項及び次項において「一般外貨建証券投資信託」と

いう。)の収益の分配」を「第九条第四項に規定する一般外貨建証券投資信託の収益の分配(以下本条において「一般外貨建証券投資信託の収益の分配」という。)」に改め、同条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

2 市町村は、当分の間、所得割の納税義務者の前年の総所得金額のうちに、配当所得(利益の配当、剰余金の分配、証券投資信託若しくは特定投資信託の収益の分配又は特定目的信託の収益の分配に係る所得税法第二十四条に規定する配当所得(この法律の施行地に主たる事務所又は事業所を有する法人から受けるこれらの金額に係るものに限るものとし、租税特別措置法第九条第一項各号に掲げる配当等に係るものを除く。)をいう。以下本項において同じ。)があるときは、次に掲げる金額の合計額を、その者の第三百十四条の三及び第三百十四条の四の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第五条第二項第一号中「及び特定株式投資信託」を「、特定株式投資信託又は特定投資信託の収益の分配及び特定目的信託」に改め、同条第三項を削る。

附則第九条第一項中「第七十二条の十四第二項」を「第七十二条の十四第三項」に改め、同条第二項中

「第七十二条の十四第四項」を「第七十二条の十四第五項」に改め、同条第三項中「第七十二条の十四第五項第一号」を「第七十二条の十四第六項第一号」に改め、同条第四項中「掲げるもの」の下に「又は同法第六十八条の三の七第一項各号に掲げる特定信託の受託者であるもの」を、「所得」の下に「又は各特定信託の各計算期間の所得」を加え、「同項に規定する特定外国子会社等の同項」を「同法第六十六条の六第一項又は第六十八条の三の七第一項に規定する特定外国子会社等のこれらの規定」に改める。

附則第九条の二第二項中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六（所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、「同条第八項」とあるのは「同条第三項中「第一項第二号」とあるのは「前二項」と、「同号」とあるのは「これらの規定」と、「とし」とあるのは「とし」、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額」とし、「同条第八項」を「同項第二号及び第三号」とあるのは「同項第二号」と、「百分の九・六」と、「同条第二項」とあるのは「百分の九・六」と、同項第三号中「百分の五・六」とあるのは「百分の五」と、「百分の七・五」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、「百分の八・四」とあるのは「百分の七・三」と、「百分の十一」とあるの

は「百分の九・六」と、同条第二項」と、「百分の六・六」と、「百分の十一」とあるのは「百分の六・六（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九）」と、「百分の十一」と、「百分の九・六」と、同条第八項」とあるのは「百分の九・六」と、同条第三項中「第一項第二号又は第三号」とあるのは「第一項第二号若しくは第三号又は前項」と、「同項第二号中」とあるのは「第一項第二号中」と、「年八百万円」とあるのは「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除した金額」と、「年八百万円」と、「年十億円」とあるのは「十億円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を十二で除して計算した金額とする」と、「同条第八項」に、「年八百万円（当該法人の事業年度）」を「年八百万円（当該法人の当該事業年度又は計算期間）」に改める。

附則第十一条第十九項を次のように改める。

19 資産の流動化に関する法律第二条第三項に規定する特定目的会社（同法第三条第一項の規定による届出を行つたものに限る。）で政令で定めるものが同法第二条第四項に規定する資産流動化計画に基づき同条第一項に規定する特定資産のうち不動産（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）の



宅地又は建物をいう。以下本項において同じ。）で政令で定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日から平成十四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第四十条第十項中「含む。」の下に「並びに法人税法第二条第二十九号の三に規定する特定信託の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の施行の日以後に終了する各計算期間に係る法人の事業税」を、「同項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

（宅地建物取引業法の一部改正）

第八条 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第一百七十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十条」を「第五十条の二の三」に、「第五十条の二」を「第五十条の二の四」に改める。

第八条第二項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 第五十条の二第一項の認可を受けているときは、その旨及び認可の年月日

第三十一条に次の一項を加える。

2 宅地建物取引業者は、第五十条の二第一項に規定する取引一任代理等を行うに当たっては、投機的取引の抑制が図られるよう配慮しなければならない。

第五十条の二を第五十条の二の四とする。

第五章第一節中第五十条の次に次の三条を加える。

(取引一任代理等に係る特例)

第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるとともに当該判断に基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと。以

下「取引一任代理等」という。 ) について、あらかじめ、建設省令で定めるところにより、建設大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。

一 当該宅地建物取引業者が投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第

六条の認可を受けて次のイ又はロに掲げる者と締結する当該イ又はロに定める契約

イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行う委託者指図型投資信託（投資信託及び投資法人に

関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。）の信託財産の受託会社（同法

第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。） 同法第四条に規定する投資信託契約

ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第

二条第十九項に規定する投資法人をいう。） 同法第八条第二項に規定する資産運用委託契約

二 当該宅地建物取引業者が次のイ又はロに掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に

係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又はロに定める者と締結する当該業務の

委託に関する契約

イ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第百四十七条 同法第二条第三項に規定す

る特定目的会社

ロ 資産の流動化に関する法律第二百二十三条第二項 同法第二条第十五項に規定する受託信託会社

等

2 前項の認可を受けた宅地建物取引業者（以下「認可宅地建物取引業者」という。）が取引一任代理等を行う場合には、当該取引一任代理等に係る前項各号に掲げる契約の相手方に対しては、次の各号に掲げる規定にかかわらず、当該各号に定める行為をすることを要しない。

一 第三十五条第一項 同項に規定する書面の交付及び説明

二 第三十五条第二項 同項に規定する書面の交付及び説明

三 第三十五条の二 同条に規定する説明

四 第三十七条第二項 同項に規定する書面の交付

（認可の条件）

第五十条の二の二 建設大臣は、前条第一項の認可に条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、宅地及び建物の取引の公正を確保するため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該認可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（認可の基準等）

第五十条の二の三 建設大臣は、第五十条の二第一項の認可を受けようとする者が次の各号のいずれかに

該当するときは、認可をしてはならない。

- 一 その行おうとする取引一任代理等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。
- 二 その営む業務の収支の見込みが良好でなく、取引一任代理等の公正を害するおそれがあること。
- 三 その行おうとする取引一任代理等を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有しないこと。

2 建設大臣は、第五十条の二第一項の認可をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。

3 建設大臣は、第五十条の二第一項の認可をした場合であつて、当該宅地建物取引業者が都道府県知事の免許を受けたものであるときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

第六十五条第一項中「免許」の下に「（第五十条の二第一項の認可を含む。次項及び第七十条第二項において同じ。）」を加え、「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同条第二項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項第一号を同項第一号の二とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 前項第一号又は第二号に該当するとき（認可宅地建物取引業者の行う取引一任代理等に係るもの

限る。）。

第六十七条の次に次の一条を加える。

(認可の取消し等)

第六十七条の二 建設大臣は、認可宅地建物取引業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該認可を取り消すことができる。

一 認可を受けてから一年以内に第五十条の二第一項各号契約を締結せず、又は引き続いて一年以上同項各号のいずれかに該当する契約を締結していないとき。

二 不正の手段により第五十条の二第一項の認可を受けたとき。

三 第六十五条第二項各号のいずれかに該当し情状が特に重いとき、又は同項の規定による業務の停止の処分に違反したとき。

2 建設大臣は、認可宅地建物取引業者が第五十条の二の二第一項の規定により付された条件に違反したときは、当該認可宅地建物取引業者に係る認可を取り消すことができる。

3 第三条第二項の有効期間が満了した場合において免許の更新がなされなかつたとき、第十一条第二項

の規定により免許が効力を失つたとき、又は認可宅地建物取引業者が同条第一項第二号に該当したとき、若しくは第二十五条第七項、第六十六条若しくは第六十七条第一項の規定により免許を取り消されたときは、当該認可宅地建物取引業者に係る認可は、その効力を失う。

第六十九条第二項中「第六十六条」の下に「、第六十七条の二第一項若しくは第二項」を加える。

第七十条第一項中「又は第六十六条」を「、第六十六条又は第六十七条の二第一項若しくは第二項」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 建設大臣は、第六十五条第二項の規定による処分（第五十条の二第一項の認可に係る処分に限る。）

又は第六十七条の二第一項若しくは第二項の規定による処分をした場合であつて、当該認可宅地建物取引業者が都道府県知事の免許を受けたものであるときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

第七十七条の次に次の一条を加える。

第七十七条の二 第三条から第七条まで、第十二条、第二十五条第七項、第六十六条及び第六十七条第一

項の規定は、認可宅地建物取引業者がその資産の運用を行う登録投資法人（投資信託及び投資法人に関

する法律第二条第二十項に規定する登録投資法人をいう。）には、適用しない。

2 前項の登録投資法人については、前項に掲げる規定、第十五条、第三十五条、第三十五条の二、第三十七条及び第四十八条から第五十条までの規定を除き、建設大臣の免許を受けた宅地建物取引業者とみなしてこの法律の規定を適用する。

## 附 則

### （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第四十八条の規定は、預金保険法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第六条の規定の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二条 施行日前に成立した第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下「旧資産流動化法」という。）第二条第二項に規定する特定目的会社（以下「旧特定目的会社」という。）に関する事項については、第一条の規定による改正後の資産の流動化に関する法律（以下「新



資産流動化法」という。）の規定は適用せず、旧資産流動化法の規定は、なお効力を有する。ただし、旧特定目的会社の取締役又は使用人は、当該旧特定目的会社の発行する資産対応証券の募集等（証券取引法第二条第三項に規定する有価証券の募集又は有価証券の私募をいう。第三項において同じ。）に係る事務を行ってはならない。

2 前項の場合において、旧資産流動化法第三条の登録を受けていない旧特定目的会社が行う当該登録に係る旧資産流動化法第四条第一項の申請書については、同条第二項に掲げる書類のほかに当該旧特定目的会社の成立した年月日を証する書類を添付しなければならない。

3 旧特定目的会社の取締役又は使用人が、第一項ただし書の規定に違反して募集等に係る事務を行ったときは、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金の刑に処し、又はこれを併科する。

4 前項の旧特定目的会社の代表者又は当該旧特定目的会社若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その会社又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その会社又は人に対して三百万円以下の罰金を科する。

第三条 新資産流動化法第六十六条第四号の規定の適用については、旧資産流動化法の規定に違反し、罰金

の刑に処せられた者は、新資産流動化法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。

2 新資産流動化法第六十六条第五号の規定の適用については、旧資産流動化法第一百五十八条の規定により旧資産流動化法第三条の登録を取り消された旧特定目的会社の役員又は旧資産流動化法第八条第一項第三号ホの政令で定める使用人であった者は、その処分があった日において、新資産流動化法第一百五十九条の規定による解散命令を受けた特定目的会社の役員又は新資産流動化法第六十六条第五号の政令で定める使用人であった者とみなす。

（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（以下「旧投信法」という。）第二条第一項に規定する証券投資信託であつてこの法律の施行の際現に存するものは、第二条の規定による改正後の投資信託及び投資法人に関する法律（以下「新投信法」という。）第二条第四項に規定する証券投資信託とみなす。

第五条 旧投信法第二条第十一項に規定する証券投資法人であつてこの法律の施行の際現に存するものは、新投信法第二条第十九項に規定する投資法人とみなす。

第六条 旧投信法第二条第十九項に規定する外国証券投資信託であつてこの法律の施行の際現に存するものは、新投信法第二条第四項に規定する証券投資信託に類する同条第二十八項に規定する外国投資信託とみなす。

第七条 旧投信法第二条第二十項に規定する外国証券投資法人であつてこの法律の施行の際現に存するものは、新投信法第二条第二十九項に規定する外国投資法人とみなす。

第八条 新投信法第五条第六項第二号及び第七号の規定は、施行日以後に発行される新投信法第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託の受益証券について適用し、施行日前に発行された旧投信法第二条第一項に規定する証券投資信託の受益証券については、なお従前の例による。

第九条 この法律の施行の際現に旧投信法第八条第二項の規定により業務の方法を定めて旧投信法第六条の認可を受けている者は、この法律の施行の際現に当該業務の方法と同一の業務の方法を定めて新投信法第六条の認可を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第十条第二項の規定は、適用しない。

第十条 前条の規定により新投信法第六条の認可を受けたものとみなされる者（以下「みなし認可投資信託委託業者」という。）が施行日前に旧投信法第十五条第一項ただし書の承認を受けた行為については、同

項ただし書の規定は、なおその効力を有する。

第十一条 新投信法第九条第二項第三号及び第六号二並びに第九十六条の規定の適用については、旧投信法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者は、新投信法の規定に違反し、罰金の刑に処せられた者とみなす。

第十二条 みなし認可投資信託委託業者に対する新投信法第十一条の規定の適用については、施行日から起算して六月を経過するまでの間は、なお従前の例による。

第十三条 新投信法第二十五条第一項第七号、第十二号、第十三号及び第十七号、同条第二項並びに同条第三項の規定は、施行日以後に新投信法第二十六条第一項の規定により届出を行う新投信法第二十五条第一項に規定する投資信託約款について適用し、施行日前に旧投信法第二十六条第一項の規定により届出を行った旧投信法第二十五条に規定する信託約款については、なお従前の例による。ただし、信託に必要な資金の借入れ（受益証券に係る収益金、解約金及び償還金の支払に應ずるために、当該支払に要する資金に充てるべき投資信託財産の売却代金の範囲内で行う金銭の借入れを除く。）を行う場合においては、当該信託約款に借入金の限度額に関する事項を記載しなければならない。

第十四条 みなし認可投資信託委託業者で、この法律の施行の際現に旧投信法第十八条第二項の届出をして新投信法第三十四条の十第一項第一号に掲げる業務を営んでいる者は、施行日において、当該業務につき同条第二項の届出をしたものとみなす。

2 新投信法第三十四条の十第二項の規定は、みなし認可投資信託委託業者が新投信法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営もうとする場合において準用する。この場合において、新投信法第六条の規定は、適用しない。

3 みなし認可投資信託委託業者で、この法律の施行の際現に旧投信法第十八条第二項の届出をして同項に規定する運用会社の業務を営んでいる者は、前項及び新投信法第六条の規定にかかわらず、新投信法第二条第十七項に規定する投資法人資産運用業を営むことができる。

4 みなし認可投資信託委託業者で、この法律の施行の際現に旧投信法第十八条第三項の認可を受けて新投信法第三十四条の十第三項第一号に掲げる業務を営んでいる者は、施行日において、当該業務につき同項の認可を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第三十四条の十第五項において準用する新投信法第十条第二項の規定は、適用しない。

第十五条 みなし認可投資信託委託業者で、この法律の施行の際現に旧投信法第十九条第一項ただし書の承認を受けて当該承認を受けた業務を営んでいる者は、施行日において、当該業務につき新投信法第三十四条の十一第一項ただし書の承認を受けたものとみなす。この場合において、同条第四項の規定は、適用しない。

第十六条 みなし認可投資信託委託業者に対する新投信法第四十一条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律、信託業法、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律（商品投資顧問業に関する部分に限る。）又は不動産特定共同事業法」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六条の認可当時、第九条第二項第一号から第三号まで、第四号（この法律又は有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」とする。

2 みなし認可投資信託委託業者に対する新投信法第四十二条第一項の規定の適用については、同条第一項

第二号中「第六条の認可当時」とあるのは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六条の認可当時」とする。

第十七条 みなし認可投資信託委託業者に対する新投信法第四十七条第一項及び第二項の規定の適用については、同条第一項中「第六条の認可」とあるのは「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（以下この条において「資産流動化法等改正法」という。）第二条の規定による改正前の証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第六条の認可」と、「投資信託契約又は資産運用委託契約を締結しない」とあるのは「投資信託契約を締結しない」と、「その認可」とあるのは「資産流動化法等改正法附則第九条の規定により受けたものとみなされた第六条の認可」と、同条第二項中「この法律の規定による認可（第六条の認可を除く。）」とあるのは「資産流動化法等改正法第二条の規定による改正前のこの法律の規定による認可（第六条の認可を除く。）」とする。

第十八条 この法律の施行の際現に存する旧投信法第五十条第一項に規定する証券投資信託協会は、新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協会になるものとする。

第十九条 新投信法第五十一条第一項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に投資信託協会であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。

2 新投信法第五十一条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその名称中に投資信託協会会員であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。ただし、施行日以後に新投信法第五十条第一項に規定する投資信託協会を脱退した者については、この限りでない。

第二十条 新投信法第五十八条の規定は、新投信法第二条第二十八項に規定する外国投資信託のうち同条第四項に規定する証券投資信託に類するものの受益証券の募集の取扱い等（新投信法第三十四条第一項に規定する募集の取扱い等をいう。附則第二十六条において同じ。）が行われる場合を除き、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

第二十一条 新投信法第六十四条第二項の規定は、この法律の施行の際現にその商号中に投資法人であることを示す文字を用いている者については、施行日から起算して六月を経過する日までの間は、適用しない。



第二十二條 新投信法第六十七條第一項第八号及び第十六号の規定は、施行日以後に作成される同項に規定する規約について適用し、施行日前に作成された旧投信法第六十七條第一項に規定する規約については、なお従前の例による。ただし、金銭の借入れ（投資口の払戻しに應ずるために、当該払戻しに要する資金に充てるべき保有資産の売却代金の範囲内で行う金銭の借入れを除く。）又は新投信法第二條第二十四項に規定する投資法人債の発行を行う場合においては、当該規約に借入金及び投資法人債発行の限度額を記載しなければならぬ。

第二十三條 この法律の施行の際現に登記所に備えられている旧投信法第七十六條に規定する証券投資法人登記簿は、新投信法第七十六條に規定する投資法人登記簿になるものとする。

第二十四條 この法律の施行の際現に旧投信法第八十七條の登録を受けている者は、施行日において新投信法第八十七條の登録を受けたものとみなす。この場合において、新投信法第八十九條第二項の規定は、適用しない。

第二十五條 前條の規定により新投信法第八十七條の登録を受けたものとみなされる者が施行日前に旧投信法第九十五條ただし書の承認を受けた行為については、同條ただし書の規定は、なおその効力を有す

る。

第二十六条 新投信法第二百二十条の規定は、同条に規定する外国投資証券のうち旧投信法第二百二十条第一項に規定する外国投資証券の募集の取扱い等が行われる場合を除き、施行日から起算して三月を経過する日までの間は、適用しない。

（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第二十七条 第六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下この条において「新租税特別措置法」という。）第九条の規定は、平成十二年以後の各年分の新租税特別措置法第二条第一項第七号に規定する配当所得について適用し、平成十一年以前の各年分の第五条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この条において「旧租税特別措置法」という。）第二条第一項第七号に規定する配当所得については、なお従前の例による。

2 前項の規定の適用がある場合における経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律第六条の規定の適用については、同法第二条第三号中「規定並びに」とあるのは「規定、」と、「第二条の規定」とあるのは「第二条の規定並びに特定目的会社による特定資産の流動

化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）附則第 条第一項の規定」と

する。

- 3 新租税特別措置法第四十条の四の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第四十条の四第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

- 4 新租税特別措置法第六十六条の六の規定は、その施行日以後に終了する事業年度の終了の日において同条第一項に規定する特定外国子会社等に該当する外国法人の同項に規定する適用対象留保金額について適用し、その施行日前に終了した事業年度の終了の日において旧租税特別措置法第六十六条の六第一項に規定する特定外国子会社等に該当した外国法人の同項に規定する適用対象留保金額については、なお従前の例による。

- 5 旧特定目的会社の施行日前に終了した事業年度分の法人税並びに法人（法人税法第二条第八号に規定す

る人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。）が施行日前に受けた旧租税特別措置法第六十七条の十四第四項に規定する利益の配当の額及び法人が施行日前に行った同条第五項に規定する金銭以外の資産の出資については、なお従前の例による。

6 新租税特別措置法第六十七条の十五第一項の規定は、同項に規定する投資法人の施行日以後に終了する事業年度分の法人税について適用し、旧租税特別措置法第六十七条の十五第一項に規定する証券投資法人の施行日前に終了した事業年度分の法人税については、なお従前の例による。

7 新租税特別措置法第六十七条の十五第三項（法人税法第六十九条第四項に係る部分に限る。）の規定は、内国法人が施行日以後に開始する事業年度において法人税法第六十九条第四項に規定する外国子会社から受ける同項に規定する配当等の額について適用し、内国法人が施行日前に開始した事業年度において当該外国子会社から受けた当該配当等の額については、なお従前の例による。

8 旧特定目的会社が平成十四年三月三十一日までに旧租税特別措置法第八十三条の七に規定する特定資産を取得した場合における当該特定資産の取得に伴う不動産の権利の移転の登記については、同条の規定は、なおその効力を有する。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十八条 第七条の規定による改正後の地方税法附則第五条の規定は、平成十三年度以後の年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について適用し、平成十二年度分までの個人の道府県民税及び市町村民税については、なお従前の例による。

2 第七条の規定による改正前の地方税法附則第十一条第十九項の規定は、旧特定目的会社による不動産の取得が施行日から平成十四年三月三十一日までに行われたときに限り、当該取得に対して課すべき不動産取得税については、なおその効力を有する。

(資産再評価法等の一部改正)

第二十九条 次に掲げる法律の規定中「第一編第五章」を「第十三条及び第十四条」に改める。

- 一 資産再評価法（昭和二十五年法律第百十号）第二条第十二項
- 二 会社臨時特別税法（昭和四十九年法律第十一号）第二条第三号
- 三 湾岸地域における平和回復活動を支援するため平成二年度において緊急に講ずべき財政上の措置に必要な財源の確保に係る臨時措置に関する法律（平成三年法律第二号）第四条第五号

四 法人特別税法（平成四年法律第十五号）第二条第五号

五 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成七年法律第十一号）

第二条第二項第二号

（農林中央金庫法の一部改正）

第三十条 農林中央金庫法（大正十二年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条ノ三第二項を次のように改める。

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、「資産流動化計画」又ハ「特定社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律第二条第三項ニ掲グル特定目的会社、同条第四項ニ掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項ニ掲グル特定社債ヲ謂フ

2 前項の規定による改正後の農林中央金庫法第十四条ノ三第二項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第三十一条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条ノ六第二項を次のように改める。

前項第一号ノ二ノ「特定目的会社」、  
「資産流動化計画」又ハ「特定社債」トハ夫々資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項二掲グル特定目的会社、同条第四項二掲グル資産流動化計画又ハ同条第七項二掲グル特定社債ヲ謂フ

2 前項の規定による改正後の商工組合中央金庫法第二十八条ノ六第二項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律の一部改正）

第三十二条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。

第五条ノ三中「証券投資信託」を「投資信託」に改める。

（農業協同組合法の一部改正）

第三十三条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十二項を次のように改める。

第六項第六号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

2 前項の規定による改正後の農業協同組合法第十条第十二項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（郵便貯金法の一部改正）

第三十四条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第六十八条の三第一項第十八号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項」を「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第七項」に改める。



2 前項の規定による改正後の郵便貯金法第六十八条の三第一項第十八号の規定の適用については、旧特定目的会社に係る特定社債は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債とみなす。

(証券取引法の一部改正)

第三十五条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「次号」の下に「及び第七号の二」を加え、同項第三号の二中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)」を「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)」に改め、同項第五号の三中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」を「資産の流動化に関する法律」に改め、「優先出資証券」の下に「(単位未満優先出資証券を含む。以下同じ。）」又は新優先出資引受権を表示する証券」を加え、同項第七号及び第七号の二を次のように改める。

七 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券

七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証

## 券

第二条第一項第七号の三の次に次の一号を加える。

七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券

第二条第一項第九号中「前二号」を「前三号」に改める。

第二十四条第五項中「同項本文中」の下に「有価証券の発行者である会社」とあるのは「有価証券の発行者である会社（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」と、「を、

「準用する第一項本文」との下に「発行者」とあるのは「発行者（総理府令で定める有価証券については、総理府令で定める者を除く。）」とを加える。

第二十八条の四第七号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

第三十四条第一項第六号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者」に改め、同項第七号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十一項に規定する証券投

「資法人」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人」に、「金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配」を「金銭の分配、払戻金若しくは残余財産の分配又は利息若しくは償還金の支払」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業又は同条第十七項に規定する投資法人資産運用業

第三十四条第二項第二号の次に次の一号を加える。

二の二 投資信託及び投資法人に関する法律第二条第二十六項に規定する資産保管会社の業務

第四十四条第二号中「証券投資信託委託業」を「投資信託委託業」に、「信託財産」を「投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第十四条第一項に規定する投資信託財産をいう。）」に改め、「情報」の下に「又は第三十四条第二項第二号の投資法人資産運用業に基づく投資法人（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。）の資産の運用に係る有価証券の売買その他の取引等に関する情報」を加える。

第六十五条第二項第三号中「、第四号及び第五号の三に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）

並びに同項第十号に掲げる有価証券」を「に掲げる有価証券、同項第四号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限る。）並びに同項第五号の三、第七号の四及び第十号に掲げる有価証券」に改める。

- 2 前項の規定による改正後の証券取引法第二条第一項第三号の二、第五号の三、第十号の二及び第十号の三の規定の適用については、旧特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債券及び優先出資証券とみなす。

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第三十六条 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

第九条の八第六項第二号の二を次のように改める。

- 二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

- 2 前項の規定による改正後の中小企業等協同組合法第九条の八第六項第二号の二の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法

の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

(相続税法の一部改正)

第三十七条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十条第一項第七号中「をいう。」又は証券投資信託(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第一項に規定する証券投資信託をいう。以下同じ。」「を「(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第二項に規定する委託者非指図型投資信託及び同条第二十八項に規定する外国投資信託で委託者非指図型投資信託に類するものを除く。

(をいう。)、投資信託(同条第三項に規定する投資信託をいう。以下同じ。))又は特定目的信託(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第十二項に規定する特定目的信託をいう。)」に改める。

第四十一条第二項第三号中「証券投資信託」の下に「(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第四項に規定する証券投資信託という。)」を加える。

第五十九条第一項第三号中「証券投資信託」を「投資信託」に改める。

2 前項の規定による改正後の相続税法の規定は、施行日以後に相続若しくは遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項において同じ。）又は贈与（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この項において同じ。）により取得した財産に係る相続税又は贈与税について適用し、施行日前に相続若しくは遺贈又は贈与により取得した財産に係る相続税又は贈与税については、なお従前の例による。

（信用金庫法の一部改正）

第三十八条 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の一部を次のように改正する。

第五十三条第五項第二号の二を次のように改める。

二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

2 前項の規定による改正後の信用金庫法第五十三条第五項第二号の二の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定によ

り設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（簡易生命保険の積立金の運用に関する法律の一部改正）

第三十九条 簡易生命保険の積立金の運用に関する法律（昭和二十七年法律第二百十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第二十四号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第五項」を「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第七項」に改める。

2 前項の規定による改正後の簡易生命保険の積立金の運用に関する法律第三条第一項第二十四号の規定の適用については、旧特定目的会社に係る特定社債は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社に係る特定社債とみなす。

（会社更生法の一部改正）

第四十条 会社更生法（昭和二十七年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二百六十九条第四項中「（事業年度）」を「（事業年度等）」に、「こえる」を「超える」に改める。

（労働金庫法の一部改正）

第四十一条 労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第六項第二号の二を次のように改める。

二の二 特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

2 前項の規定による改正後の労働金庫法第五十八条第六項第二号の二の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定による特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（厚生年金保険法の一部改正）

第四十二条 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）の一部を次のように改正する。

第三百三十六条の三第一項第四号イを次のように改める。

イ 投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）に規定する受益証券（証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。）又は投資証券、投資法人債若しく



は外国投資証券（資産を主として有価証券に対する投資として運用すること（有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先物取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。）を目的とする投資）を目的とする投資  
法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。）の売買

（国税通則法の一部改正）

第四十三条 国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）の一部の次のように改正する。

第二条第六号八中「その事業年度」の下に「若しくはその計算期間（法人税法第十五条の二第一項から第三項まで（特定信託の計算期間）に規定する計算期間をいう。以下この号及び第十五条第二項第三号において同じ。）」を、「以後の事業年度分」の下に「若しくは翌計算期間以後の計算期間分」を、「以前の事業年度分」の下に「若しくは前計算期間以前の計算期間分」を加える。

第十五条第二項第三号中「事業年度」の下に「（法人税法第二条第二十九号の三（定義）に規定する特定信託の所得に対する法人税については、計算期間）」を加える。

第十九条第四項第三号八中「欠損金の繰戻しによる還付」（同法）の下に「第八十二条の十五第三項（

特定信託に係る欠損金に対する準用）及び」を加える。

第六十五条第三項第二号口中「若しくは第六十九条（外国税額の控除）」を「、第六十九条（外国税額  
の控除）、第八十二条の六（特定信託に係る所得税額の控除）若しくは第八十二条の七（特定信託に係る  
外国税額の控除）」に改める。

（印紙税法の一部改正）

第四十四条 印紙税法（昭和四十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

別表第一第四号の課税物件の物件名欄中「証券投資信託若しくは貸付信託」を「投資信託、貸付信託若  
しくは特定目的信託」に改め、同号の課税物件の定義欄中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律  
（昭和二十六年法律第九十八号）」を「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九  
十八号）」に改め、同号の非課税物件欄中「証券投資信託」を「投資信託」に改める。

（登録免許税法の一部改正）

第四十五条 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十九号の二昂中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五

号)第二条第二項」を「資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項」に改め、同表第十九号の三中「証券投資法人の」を「投資法人の」に改め、同号昂中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十一項」を「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二条第十九項」に、「証券投資法人につき」を「投資法人につき」に改め、同表第二十五号中「又は証券投資信託委託業者」を「又は投資信託委託業者」に改め、同号菅中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に、「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に改める。

(租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の一部改正)

第四十六条 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「又は内国法人(それぞれ所得税法第二条第一項第三号又は第六号に規定する居住者又はは」を「(所得税法第二条第一項第三号に規定する居住者をいう。以下この項において同じ。)、内国法人(同条第一項第六号に規定する」に、「)との」を「)又は特定信託(法人税法第二条第二十九号の三

に規定する特定信託をいう。以下この条において同じ。）の信託財産について当該特定信託の受託者である内国法人との」に、「又は内国法人の国税通則法」を、「内国法人又は特定信託の受託者である内国法人の国税通則法」に、「又は内国法人の各年分又は各事業年度」を、「内国法人又は特定信託の各年分、各事業年度又は各計算期間」に改め、同条第二項中「内国法人」の下に「又は特定信託」を、「第三項」の下に「並びに第八十二条の五第三項及び第四項」を加える。

（外国証券業者に関する法律の一部改正）

第四十七条 外国証券業者に関する法律（昭和四十六年法律第五号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第八号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）」を「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）」に改める。

（預金保険法の一部改正）

第四十八条 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三百二十二条第一項中「この条」の下に「及び次条」を加え、同条第二項中「新受託者」の下に「（特定目的信託（資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託）」

託をいう。次条において同じ。）の新受託者を除く。以下この条において同じ。）を加え、同条の次に次の一条を加える。

第三百三十二条の二 特定目的信託の受託者たる破綻金融機関<sup>たん</sup>について前条第一項の規定による更迭が行われた場合は、新受託者は、遅滞なく、権利者集会（資産の流動化に関する法律第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。次項において同じ。）を招集し、当該更迭についてその承認を求めなければならぬ。この場合において、同法第百八十三条第三項の規定は、適用しない。

2 権利者集会が前項の承認を求める議案を否決したときは、新受託者の当該特定目的信託に係る任務は、終了する。

3 信託法第四十五条の規定は、前項の規定により任務を終了した新受託者について準用する。

4 特定目的信託に係る前条第十項及び第十一項の規定の適用については、これらの規定中「移転受益者又は信託管理人」とあるのは、「代表権利者（資産の流動化に関する法律第二条第十六項に規定する代表権利者をいう。）又は権利者集会（同法第三編第三章第三節第一款に規定する権利者集会をいう。）が決議をもって定めた者」とする。

(勤労者財産形成促進法の一部改正)

第四十九条 勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)

第二条第一項」を「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第四項

」に、「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に、「証券投資信託及び証券投資法人に関する

法律第二条第十項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項」に改める。

第六条の三第二項第五号中「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に改める。

(銀行法の一部改正)

第五十条 銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条第六項を次のように改める。

6 第二項第五号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の

流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項、第四項又は第七項(定義)に規定する特

定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

2 前項の規定による改正後の銀行法第十条第六項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定による特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

（株券等の保管及び振替に関する法律の一部改正）

第五十一条 株券等の保管及び振替に関する法律（昭和五十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条第五項中「前二項」を「第三項及び第五項から第七項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条第四項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）」を「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の二項を加える。

7 第一項に規定する規定のほか、第十九条及び前章第三節の規定（第三十一条第一項第三号、第二項及び第四項、第三十二条第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）に規定する優先出

資証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質優先出資者」及び「実質優先出資者名簿」と読み替えるものとする。

8 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十二條並びに第三十一条第二項及び第三項の規定は、株券以外の有価証券のうち協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資引受権を表示する証書について準用する。

第三十九条第三項中「前章第三節」を「第十九条及び前章第三節」に、「第三十二条第三項及び第七項」を「第三十二条第七項」に、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）」を「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）」に改め、同項の次に次の二項を加える。

4 第一項に規定する規定のほか、第二十条、第二十一条、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する転換特定社債券について、第二十条、第二十二條、第三十一条第二項及び第三項並びに第三十二条第三項の規定は株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する新優先出資引受権付特定社債券について、それ



ぞれ準用する。

5 第一項に規定する規定のほか、前章第三節の規定（第三十一条第一項第二号及び第三号、同条第二項及び第四項、第三十二条第三項及び第七項、第三十四条並びに第三十五条第二項の規定を除く。）は、株券以外の有価証券のうち資産の流動化に関する法律に規定する受益証券について準用する。この場合において、これらの規定中「実質株主」及び「実質株主名簿」とあるのは、それぞれ「実質権利者」及び「実質権利者名簿」と読み替えるものとする。

第四十六条中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第百八十三条第一項又は証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百五十一条」を「資産の流動化に関する法律第二百五十二条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律第二百五十一条又は協同組織金融機関の優先出資に関する法律第五十四条第一項」に改め、同条第一号中「第四項」を「第五項から第七項まで」に、「又は実質投資主名簿」を「実質権利者名簿、実質投資主名簿又は実質優先出資者名簿」に改め、同条第二号中「第三十九条第三項及び第四項」を「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」に、「第三十九条第二項及び第四項」を「第三十九条第二項から第四項まで、第六項及び第七項」に改め、同条第三号中「第三十九条第三

項及び第四項」を「第三十九条第三項及び第五項から第七項まで」に、「第三十九条第四項」を「第三十条第六項」に改める。

2 前項の規定による改正後の株券等の保管及び振替に関する法律第三十九条第三項の規定の適用については、旧特定目的会社に係る優先出資証券は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社に係る優先出資証券とみなす。

(有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律の一部改正)

第五十二条 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律(昭和六十一年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第四号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)」を「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)」に、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改め、同項第六号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改め、同項第七号中「又は証券投資信託委託業(証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第九項に規定する証券投

資信託委託業をいう。以下同じ。）」を「投資信託委託業（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十六項に規定する投資信託委託業をいう。以下同じ。）又は投資法人資産運用業（同条第十七項に規定する投資法人資産運用業をいう。以下同じ。）」に改める。

第二十二條第二項第一号中「証券投資信託委託業者（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託委託業者）」を「投資信託委託業者（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託委託業者）」に、「信託財産（同法第十四條に規定する信託財産）」を「投資信託財産（同法第十四條第一項に規定する投資信託財産）」に改め、「受益者」の下に「又は資産の運用を行う投資法人（同法第二条第十九項に規定する投資法人をいう。以下同じ。）」を加える。

第二十三條第一項中「証券投資信託委託業」を「投資信託委託業、投資法人資産運用業」に改める。

第二十三條の二の見出しを「（投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）」に改め、同条中「証券投資信託委託業を」を「投資信託委託業又は投資法人資産運用業を」に改め、同条第一号中「証券投資信託委託業として」を「投資信託委託業として」に、「信託財産」を「投資信託財産」に改め、「図るため」の下に「又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人の利益を図るため

」を加える。

第三十条の三第二項第一号中「証券投資信託委託業者」を「投資信託委託業者」に、「信託財産」を「投資信託財産」に改め、「受益者」の下に「又は資産の運用を行う投資法人」を加える。

第三十一条第一項中「証券投資信託委託業」を「投資信託委託業、投資法人資産運用業」に改める。

第三十一条の二の見出しを「（認可投資顧問業者が投資信託委託業等を営む場合の禁止行為）」に改め、同条中「証券投資信託委託業を」を「投資信託委託業又は投資法人資産運用業を」に改め、同条第一号中「証券投資信託委託業として」を「投資信託委託業として」に、「信託財産」を「投資信託財産」に改め、「受益者」の下に「又は投資法人資産運用業として資産の運用を行う特定の投資法人」を加える。

第三十七条中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項」に改める。

第三十八条第一項第一号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改める。

第三十九条第一項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二百二条第二項」を「投資信託及

び投資法人に関する法律第二百二十三条の三第四項」に改め、同項第一号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第三編」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二編から第四編まで」に改める。

第五十五条第六号及び第五十七条第四号中「証券投資信託委託業」を「投資信託委託業、投資法人資産運用業」に改める。

（消費税法の一部改正）

第五十三条 消費税法（昭和六十三年法律第百八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第十三号中「第一編第五章」を「第十三条及び第十四条」に、「同章」を「これらの条」に改める。

第十四条第一項中「証券投資信託」を「投資信託、特定目的信託」に改め、同条第二項中「をいい、前項に規定する証券投資信託とは、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第一項（定義）に規定する証券投資信託及び同条第十九項に規定する外国証券投資信託」を「（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号）第二条第二項（定義）に規定する委託者非指図型投資信託及びこれに類する外国投資信託（同条第二十八項に規定する外国投資信託

をいう。以下この項において同じ。）を除く。）をいい、前項に規定する投資信託とは、同条第三項に規定する投資信託及び外国投資信託をいい、前項に規定する特定目的信託とは、資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第十二項（定義）に規定する特定目的信託」に改める。

別表第一第三号中「公社債投資信託（同項に規定する証券投資信託のうち、その信託財産を公債又は社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含む。）に対する投資として運用することを目的とするもので、株式（証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十三項（定義）に規定する投資口を含む。）又は出資に対する投資として運用しないものをいう。）を「所得税法第二条第一項第十号（定義）に規定する公社債投資信託若しくは同項第十五号の二に規定する公社債等運用投資信託」に改める。

（商品投資に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第五十四条 商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成三年法律第六十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第百九十八号

」を「投資信託及び投資法人に関する法律（昭和二十六年法律第九十八号）」に改める。

第四十八条第二項中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律第二条第十項に規定する証券投資信託

委託業者（その信託財産」を「投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十八項に規定する投資信託

委託業者（同条第四項に規定する証券投資信託の信託財産」に改める。

（特定債権等に係る事業の規制に関する法律の一部改正）

第五十五条 特定債権等に係る事業の規制に関する法律（平成四年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条に次の一項を加える。

2 特定債権等を資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第十二項に規定する特定目的信託として信託する場合には、前項の規定にかかわらず、第三条から第五条までの規定を準用しない。

第十一条の二中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二条第二項」を「資産の流動化に関する法律第二条第三項」に改める。

2 前項の規定による改正後の特定債権等に係る事業の規制に関する法律第十一条の二の規定の適用については、旧特定目的会社は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社とみなす。

(保険業法の一部改正)

第五十六条 保険業法（平成七年法律第百五号）の一部を次のように改正する。

第九十八条第五項を次のように改める。

5 第一項第四号の二の「特定目的会社」、「資産流動化計画」又は「特定社債」とは、それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項又は第七項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画又は特定社債をいう。

2 前項の規定による改正後の保険業法第九十八条第五項の規定の適用については、旧特定目的会社並びに旧特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債は、それぞれ新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社並びに特定目的会社に係る資産流動化計画及び特定社債とみなす。

(電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正)

第五十七条 電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成十年



法律第二十五号)の一部を次のように改める。

第十一条第三項中「及び法人税法第二百二十七条第一項第一号(」を「並びに法人税法第二百二十七条第一項第一号(」に、「の規定の適用に」を「及び同法第二百二十七条第二項第一号の規定の適用に」に、「、」大蔵省令」を「大蔵省令」に、「とする」を「と、同条第二項第一号中「大蔵省令で定めるところ」とあるのは「大蔵省令で定めるところ又は電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条各項のいずれかに規定する大蔵省令で定めるところ」とする」に改める。

(金融再生委員会設置法の一部改正)

第五十八条 金融再生委員会設置法(平成十年法律第三百十号)の一部を次のように改正する。

第四条第十四号中「証券投資信託委託業を営む者」を「投資信託委託業者」に改め、同条第十五号中「証券投資法人」を「投資法人」に、「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)」を「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)」に改め、同条第二十八号を次のように改める。

二十八 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者（それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律  
第百五号）に規定する特定目的会社、特定譲渡人又は原委託者をいう。）の届出及び検査その他の監  
督に関すること。

2 前項の規定による改正後の金融再生委員会設置法第四条第二十八号の規定の適用については、旧特定目  
的会社は、新資産流動化法の規定により設立された特定目的会社とみなす。

（租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律の一部  
を改正する法律の一部改正）

第五十九条 租税特別措置法及び阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律  
の一部を改正する法律（平成十一年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第十五条第二項中「この場合において」の下に、「同条第一項中「前条第三項」とあるのは「特定  
目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第  
六条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「平成十二年新法」という。）第三十七条の十第三項」  
と、「前条の」とあるのは「平成十二年新法第三十七条の十の」と、同条第四項中「転換社債」とあるの

は「平成十二年新法第三十七条の十第三項第三号に規定する転換社債」とを加える。

（地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律の一部改正）

第六十条 地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「平成十一年改正後の地方税法」を「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）第七条の規定による改正後の地方税法」に改め、「場合」の下に「（この場合において、同条第二項中「第七十二条の二十二第一項第二号及び第二項」とあるのは「第七十二条の二十二第一項第二号及び第三号並びに第二項」と、「第一項第二号」とあるのは「第一項第二号又は第三号」と、「前二項」と、「同号」とあるのは「これらの規定」とあるのは「前二項」と、「事業年度」とあるのは「当該事業年度又は計算期間」とする。）」を加える。

（中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第六十一条 中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第二百一

号)の一部を次のように改正する。

第二十八条のうち金融再生委員会設置法第四条の改正規定中同条第三号ル及びヲを次のように改める。

ル 投資信託委託業者

ヲ 投資法人

第二十八条のうち金融再生委員会設置法第四条の改正規定中「同条第三号ヲを次のように改める。

ヲ 特定目的会社、特定譲渡人及び原委託者(それぞれ資産の流動化に関する法律(平成十年法律

第百五号)第二条第三項、第百五十条の三及び第百六十三条第一項に規定する特定目的会社、特

定譲渡人及び原委託者をいう。)

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第六十二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一

部を次のように改正する。

別表第二十三号中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)」

を「投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)」に、「特別背任)」を「設

立企画人、執行役員等の特別背任）、第二百二十八条の二（投資法人債権者集会の代表者等の特別背任）に、「証券投資法人荒らし」を「投資法人荒らし」に改め、同表第五十八号中「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第七十一条」を「資産の流動化に関する法律（平成十年法律第五号）第二百四十条」に、「第七十二条」を「第二百四十一条」に、「第七十四条」を「第二百四十三条」に、「第七十九条第一項」を「第二百四十八条第一項」に、「第八十二条第二項」を「第二百五十一条第三項」に、「若しくは第四項」を「若しくは第六項」に改める。

（中央省庁等改革関係法施行法の一部改正）

第六十三条 中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第四百四十三条（見出しを含む。）中「証券投資信託及び証券投資法人に関する法律」を「投資信託及び投資法人に関する法律」に改め、第二百二十四条の改正規定の次に次のように加える。

第二百二十四条の二中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第六百六十三条を次のように改める。

（資産の流動化に関する法律の一部改正）

第六十三條 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正する。

本則（第二百二十九条を除く。）中「金融再生委員会」を「内閣総理大臣」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「大蔵大臣」を「財務大臣」に改める。

第二百二十八条中「調査、」を削る。

第二百二十九条第一項中「金融再生委員会は」を「内閣総理大臣は」に、「金融再生委員会規則」を「政令」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を削る。

第四百七条の次に次の改正規定を加える。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正）

第四百七条の二 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第二十七条第八項に後段として次のように加える。

この場合において、同条中「大蔵省令」とあるのは、「財務省令」とする。

（処分等の効力）

第六十四条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前に改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によってした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第六十五条 この法律（附則第一条ただし書の規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六十六条 附則第六十二条の規定による改正後の組織的な犯罪及び犯罪収益の規制等に関する法律（以下この条において「新組織的犯罪処罰法」という。）の規定（前条の規定により適用されることとなる罰則の規定を除く。）の適用については、附則第二条第一項本文の規定によるなお効力を有することとされている場合における旧資産流動化法第七十一条、第七十二条、第七十四条、第七十九条第一項並び

に第八十二条第二項及び第四項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第五十八号に掲げる罪とみなし、前条の規定によりなお従前の例によることとされている場合における旧投信法第二百二十八条、第二百三十条、第二百三十五条第一項並びに第二百三十六条第二項及び第四項の罪は、新組織的犯罪処罰法別表第二十三号に掲げる罪とみなす。

（その他の経過措置の政令への委任）

第六十七条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（検討）

第六十八条 政府は、この法律の施行後五年以内に、新資産流動化法、新投信法及び第八条の規定による改正後の宅地建物取引業法（この条において「新宅地建物取引業法」という。）の施行状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、新資産流動化法及び新投信法の規定並びに新宅地建物取引業法第五十条の二第二項に規定する認可宅地建物取引業者に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。